

## 設計図書に関する質問書兼回答書

入札番号	5061000037
工事名	高速鉄道烏丸線鞍馬口駅昇降機設備更新工事(エレベーター)
工事場所	京都市上京区上御霊中町
入札期間	令和6年12月25日～12月27日

NO.	該当箇所(図面番号・仕様書番号等)	質問事項	回答(交通局記入欄)
1		・アスベストについて 本工事施工に伴い、吹付材、保湿剤・耐火被覆材、断熱材、吹き付け石綿取り扱いとなる仕上げ塗材にアスベストが含まれている事が確認された場合は所有者にて、工事着手までに当該箇所の諸対策(封じ込め又は撤去)を実施いただく事でよろしいでしょうか？	別途有償工事とします。
2		・PCBについて 本工事対象のエレベーターに低濃度PCB含有の可能性を否定できない機器が使用されていた場合、同機器の取り外し後は所有者にて検査機関へPCBの分析・含有量が基準値(0.5mg/kg)の場合は、所有者が届け出、保管、処分とする認識でよろしいでしょうか？	そのとおりです。
3		・現場代理人常駐について 現場代理人の工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がない事及び発注者との連絡体制が確保されることを条件に以下の期間の常駐を要しない事を認めていただけますか？ ●契約締結から現場着手までの期間 ●工場製作のみが行われている期間 ●現場での工事完了後の書類整理期間 ●施工時期ABと分かれた場合のAとBの間の期間	「京都市交通局工事請負契約約款第12条第4項の取扱いについて」(平成23年3月30日決定、令和5年1月1日改正)に則って配置してください。 (以下URL「工事、測量・設計等」参照) <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000318643.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000318643.html</a>
4		・現場代理人の兼任について 現場代理人の常駐を要しない期間に現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任する事を認めていただけますか？	兼任は不可です。
5		・主任技術者(監理技術者)について 現場での主任技術者(監理技術者)の専任期間は工場製作期間を除く現場での実工期としていただけますか？	協議の上、当局の承認により可能です。
6		・昇降路ピット強度について 建築図面にてピット強度が計算できない場合の調査費用、強度不足の場合は、ピット補強工事が必要となります。別途有償工事という認識でよろしいでしょうか？	そのとおりです。